令和４年１２月１日

保護者の皆様へ

新潟県立見附高等学校長

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行時の対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染拡大防止については、御家庭における対策に御協力いただき感謝申し上げます。

年末年始の感染拡大はこの夏を上回る可能性があり、季節性インフルエンザとの同時流行が心配されております。多くの発熱等の患者が医療機関に受診することも予想されます。医療機関のひっ迫を避けるために、県教育委員会よりインフルエンザ治癒証明書の対応について変更するよう通知がありました。御理解と御協力をお願いいたします。

記

〇インフルエンザ治癒証明書の変更について

・　インフルエンザは学校保健安全法第１９条により出席停止の扱いとなっており、従来は療養期間を経て登校する場合に、医療機関による治癒証明書を御提出いただいていました。**今後、当面の間は医療機関による治癒証明書は不要とし、保護者が記入した療養解除届（インフルエンザ用）を御提出ください。**

・　インフルエンザの療養解除は発症から５日経過しており、解熱した後２日を経過していることが条件となります。

・　療養解除届はこのお知らせの裏面をコピーしてお使いください。学校ホームページにも掲載します。

・　なお、**インフルエンザ以外の感染症については変更ありません。治癒後に登校する場合には治癒証明書を書いていただき、御提出ください。**

〇新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止について

・　新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止については、今まで通り欠席届を提出してください。

〇新型コロナウイルス陽性になった場合の出席停止期間について

・　発症日（または検体採取日）から７日間、または保健所が指示する期間が療養期間となります。

・　なお、有症状の場合は１０日間、無症状の場合でも７日間は感染リスクが残りますので、十分な感染予防行動をお願いします。

〇濃厚接触者の出席停止期間について

・　陽性者と最終接触した翌日から５日間、または保健所より待機を求められている期間が出席停止となります。

・　薬局等で取り扱いの薬事承認された抗原定性検査キットを用いて、期間を短縮したい場合は学校に御連絡ください。

〇かぜ症状がある場合には

・　学校での感染拡大防止のため、生徒本人に発熱等のかぜ症状がある場合には登校を控えてくださるようにお願いします。欠席届を学校に提出してください。